

答申

第1 審査会の結論

長野県警察本部長が行った一部開示決定について、別表2の「開示すべき部分」は、開示すべきであり、その余の部分を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 令和5年（2023年）9月24日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、別表1の「開示請求の内容」欄に記載した内容について保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和5年11月9日、長野県警察本部長（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求について、別表1の「公文書の名称」欄に記載の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、「不開示部分」欄に記載の部分（以下「本件不開示部分」という。）を「不開示理由」欄に記載の理由により不開示とする一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 令和6年（2024年）1月2日、審査請求人は、長野県公安委員会（以下「本件諮問機関」という。）に対し、本件決定の取消し及び不開示部分の全部開示を求めて審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書により行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 法第78条第1項第2号該当性について
警察職員の氏名及び印影を開示したとしても誰の権利・利益も侵害しない。それらは、請求者がメモ、記録していることから隠す必要はなく、開示しないことで私の憲法上の知る権利が侵害されている。
- 2 法第78条第1項第5号該当性について
職員家族の生命、身体等が脅かされ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、

刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあるというるのは、ケースバイケースである。

3 法第78条第1項第7号該当性について

何をもって警察の適正な業務の遂行に支障を及ぼすか抽象的であり、私の知る権利が侵害されている。

4 該当文書が本件公文書以外にあるかについて

該当文書が本当にこれだけか調査を求める。

第4 本件諮問機関及び本件実施機関の主張の要旨

本件諮問機関及び本件実施機関（以下「本件諮問機関等」という。）が弁明書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 法第78条第1項第2号該当性について

- (1) 警察職員の氏名、印影、年齢及び職員番号（以下「警察職員の氏名等」という。）並びに労働局職員及び検察官の氏名
審査請求人以外の個人に関する情報であり、同号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(2) (1)以外の審査請求人以外の個人に関する情報

審査請求人以外の個人の住所及び氏名等並びに当該個人に対する警察の対応結果等の情報が含まれており、特定の個人を識別できることから、同号に該当し、個別の事情で審査請求人が当該情報を知り得る状態となったとしても、慣行として審査請求人が知ることができる情報であるとは言えないため、同号ただし書のいずれにも該当しない。

2 法第78条第1項第5号該当性について

- (1) 警察職員の氏名及び印影並びに労働局職員及び検察官の氏名

開示することにより、その職務の特殊性から、当該職員又はその家族等が不法行為の対象となり、その生命、身体等が脅かされるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 警察の処理方針に関する不開示部分

開示することにより、警察の着眼点等が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす

おそれがある。

3 法第78条第1項第7号該当性について

警察の処理方針及び対応に関する不開示部分並びに110番受理記録中の結果欄及びメモ欄の不開示部分は、開示することにより、取扱者が事案に対する率直な意見並びに評価及び判断した情報の記載を躊躇し、正確な事実の把握、適正な事案判断が困難となるほか、警察の対応方針等が推察されるなど、今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

4 刑事訴訟法第53条の2第2項の該当性について

訴訟に関する書類に記録されている個人情報は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項の規定により、法第5章第4節の規定は適用されないため、不開示とした。

5 該当文書が本件公文書以外にあるかについて

開示請求を受けた際に全所属を対象として審査請求に係る公文書の有無を照会したが、結果として本件公文書以外に本件請求に合致する文書はなかった。また、審査請求人は本件公文書以外の文書が存在する理由や存在していると主張する公文書を明確にしていないため、他に該当文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書について

本件決定において、本件実施機関が特定した公文書は、別表1の番号1から番号208までに掲げる、本件実施機関が作成した審査請求人に係る「相談記録票」、「相談処理票」、「関係者票」、「継続相談記録票」、「画像資料」、「相談者が持参した資料の写し（『告訴状（告発状）』と記載されたもの）」、「送付状」、「広聴事案調査結果報告書」、「回答結果報告書」、「110番受理記録」、「告発調書」、「告訴調書」、「自首調書」、「供述調書（甲）」、「取調べ状況報告書」及び「電話（口頭）記録用紙（検査用）」であり、いずれも審査請求人に係る保有個人情報であると認められる。

2 本件不開示部分について

本件不開示部分は、概ね次の①から⑥までの情報である。

- ① 警察職員の氏名等並びに労働局職員及び検察官の氏名
- ② ①以外の審査請求人以外の個人に関する情報
- ③ 警察の処理方針に関する情報
- ④ 警察の対応に関する情報

⑤ 110番記録の「結果」欄及び「メモ」欄

⑥ 訴訟に関する書類

審査請求人は、不開示部分の全部開示を求めていることから、①から⑥までの情報について、法第78条第1項第2号、第5号及び第7号並びに刑事訴訟法第53条の2第2項の該当性を検討する。

3 法第78条第1項第2号該当性について

(1) 本件決定において、本件実施機関が法第78条第1項第2号に該当するとして不開示とした部分は、2の①及び②に係る次の情報である。

ア 警察職員の氏名、印影、年齢及び職員番号

イ 労働局職員の氏名

ウ 檢察官の氏名

エ アからウまで以外の審査請求人以外の個人に関する情報

(2) 本号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」及び「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を開示対象から除外している。

本号ただし書のイは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を開示の対象としている。

審査請求人は、警察職員の氏名及び印影を開示したとしても誰の権利・利益も侵害せず、自らメモ、記録しているから隠す必要はないと主張する。一方で、本件実施機関は、(1)のアからエまでについて、審査請求人以外の個人に関する情報であり、慣行として審査請求人が知ることができる情報には該当しないことから、法第78条第1項第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと主張する。よって、(1)のアからエまでの本号該当性について、以下検討する。

(3) (1)のアについて

一般に警部補以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を開示することで、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるため、その氏名は公にされておらず、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には当たらない。これを踏まえて、当審査会において本件公文書を確認したところ、不開示とされている警察職員の氏名及び印影については、警部補以下の職員であると認められる。しかしながら、本件公文書を確認すると、審査請求人との応対の際に警察職員がその氏名を名乗っている場合や、以前に対応した別の警察職員の氏名を審査請求人に伝えていると認められる記載（別表2の「開示すべき部分」に記載された情報）がある。これらの部分については、記載内容から審査請求人の知ることができる情報であることが明らかであ

るため、本号ただし書のイに該当すると認められ、不開示とする理由がない。よって、これらの警察職員の氏名について、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

その他の警察職員の氏名等については、審査請求人以外の個人に関する情報であり、本号ただし書のいずれにも該当すると認められない。よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に、その他の警察職員の氏名等を不開示とした判断は、妥当である。

(4) (1)のイについて

労働局職員の氏名について、本件実施機関は本号ただし書のいずれにも該当しないと主張するが、当審査会事務局職員をして長野労働局に確認させたところ、「長野労働局においては開示請求の際に、労働局職員の氏名については慣行として公になっているとして開示とする」との取扱いであった。長野労働局での運用を考慮すると、本号ただし書のイに該当することから、本件実施機関が本号に該当することを理由に、労働局職員の氏名を不開示とした判断は、妥当でない。

(5) (1)のウについて

検察官の氏名についても、(3)と同様、その職務の特殊性から、一定の役職以下の者の氏名は公にされておらず、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には当たらない。これを踏まえて、当審査会において確認したところ、不開示とされている検察官の氏名については、その記載から一定の役職以下であると認められる。また、検察官の氏名について、本号ただし書のいずれにも該当するとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に、検察官の氏名を不開示とした判断は、妥当である。

(6) (1)のエについて

(1)のエについては、(1)のアからウまで以外の審査請求人以外の個人に関する情報が記載されており、次のアからコまでが不開示とされている。

ア 性別

イ 住所

ウ 年齢

エ 電話番号

オ 参考事項欄の審査請求人以外の個人に関する情報

カ 生年月日

キ 職業

ク 勤務先

ケ 氏名

コ その他警察の聴取内容等

ア、イ、ウ、エ、カ、キ及びケについては、審査請求人以外の個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものと認められる。また、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当である。

オのうち、別表1の番号7、番号14、番号23、番号66、番号97及び番号167の不開示部分中の番号7については、審査請求人以外の個人に関する情報と認められ、本号ただし書のいずれにも該当しないため、本号に該当すると認められる。しかし、オのうち、別表1の番号14及び番号23は、当該記載からは、特定の個人を識別できないことから、本号に該当するとは認められない。また、オのうち、別表1の番号66について、不開示部分の「参考事項」欄には、審査請求人が発言している内容が記載されているものであり、審査請求人の既知情報であることが明らかであることから、本号に該当するとは認められない。さらに、オのうち、別表1の番号97及び番号167については、不開示部分の「参考事項」欄に記載事項がなく、審査請求人以外の個人に関する情報が存在しないので、本号に該当するとは認められない。よって、別表2で示す部分について、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

クのうち、別表1の番号12、番号21及び番号95の不開示部分中の別表2の開示すべき部分については、審査請求人以外の個人に関する情報ではあるものの、審査請求人の相談等の中で判明している特定の店舗名であり、審査請求人の既知情報と認められ、また、店舗名だけでは特定の個人を識別できないことから、本号に該当すると認められない。よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

コのうち、別表1の番号22、番号51、番号65、番号95及び番号96の不開示部分中の別表2の開示すべき部分を除く部分については、本件実施機関が審査請求人以外の個人から聴取した内容が記載されていることから、審査請求人以外の個人に関する情報であり、本号ただし書のいずれにも該当しないため、本号に該当すると認められる。よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当である。しかし、コのうち、別表1の番号22、番号51、番号65、番号95及び番号96の不開示部分中の別表2の開示すべき部分については、警察の職務遂行に関する情報を記載したものであり、本号ただし書のハに該当することから、本号に該当するとは認められない。よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

4 法第78条第1項第5号該当性について

(1) 本件決定において、本件実施機関が法第78条第1項第5号に該当するとして不開示とした部分は、2の①及び③に係る次の情報である。

ア 警察職員の氏名、印影、年齢及び職員番号の部分

- イ 労働局職員の氏名
- ウ 檢察官の氏名
- エ 警察の処理方針に関する部分

(2) 本号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると地方公共団体の機関が認めることについて相当の理由がある情報について、開示対象から除外している。「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共の安全と秩序を維持するための諸活動が阻害され、又は適正に行われなくなるおそれがある場合をいい、「地方公共団体の機関が認めることについて相当の理由がある」とは、当該情報の性質上、開示又は不開示の判断に、犯罪等に関する将来予測としての専門的又は技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものか否かを検討することが適當であると考えられる。

審査請求人は、職員の家族の生命、身体等が脅かされ、公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあるというのは、ケースバイケースであると主張する。一方で、本件実施機関は、不開示部分を開示することにより、その職務の特殊性から、当該職員又はその家族等が不法行為の対象となり、その生命、身体等が脅かされるおそれがあると主張する。

よって、(1)のアからエまでの本号該当性について以下検討する。なお、(1)のアの警察職員の氏名及び印影並びに(1)のウの検察官の氏名のうち、3において法第78条第1項第2号に該当すると認められる部分においては、結論において妥当であることから、本号該当性については判断しない。

(3) (1)のアについて

(1)のアのうち、法第78条第1項第2号に該当しなとした部分は、別表2の開示すべき部分に記載のある部分であり、審査請求人の既知情報である警察職員の氏名である。当該部分を開示することによる公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないことから、不開示とすることについて相当な理由があるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

(4) (1)のイについて

(1)のイのうち、法第78条第1項第2号に該当しなとした部分は、別表2の開示すべき部分に記載のある部分であり、慣行として公になっている労働局職員の氏名である。労働局職員の氏名について不開示とする業務の特殊性は認められず、不開示とすることについて相当な理由があるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

(5) (1)のエについて

当該部分は、警察の処理方針に関して記載された部分である。当該部分には、警察の捜査方針や具体的な捜査の進捗状況等が記載されており、開示するとその内容が推察され、対抗措置が講じられる等のおそれがあり、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると考えられ、不開示とすることについて相当な理由があると認められる。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当である。

5 法第78条第1項第7号該当性について

(1) 本件決定において、本件実施機関が法第78条第1項第7号に該当するとして不開示とした部分は2の③から⑤に係る次の情報である。

ア 警察の処理方針に関する部分

イ 警察の対応に関する部分

ウ 110番受理記録の「結果」欄及び「メモ」欄

(2) 本号は、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるものを開示対象から除外している。

本号の適用に際しては、開示することにより生ずる支障のみでなく、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれも勘案する必要がある。また、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものである必要があり、「おそれ」は、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないと考えられる。

審査請求人は、何をもって警察の適正な業務の遂行に支障を及ぼすか抽象的であり、自身の知る権利が侵害されていると主張する。一方で、本件実施機関は、取扱者が事案に対する率直な意見や評価・判断した情報の記載を躊躇し、正確な事実の把握、適正な事案判断が困難となるほか、警察の対応方針等が推察されるなど、今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

よって、(1)のアからウまでの本号該当性について以下検討する。なお、本号該当性について、法第78条第1項第2号及び法第78条第1項第5号に該当するとした部分は、結論において妥当であることから、本号該当性については判断しない。

(3) (1)のイについて

一般的に、相談業務において、相談者の評価や判断が記載された部分が相談者に開示されると、相談を受けた者が今後の相談者との関係性を考慮して率直な

評価を躊躇するなどの一定の心理的影響を生じさせることは、否定し難い。それにより当該事務を実施する目的や意味を失わせる程度の実質的な支障がある場合には、その支障のおそれに法的保護に値する程度の蓋然性があると認められるものと考えられる。

(1)のイのうち、別表1の番号22、番号45、番号51、番号65、番号95及び番号96の不開示部分中の別表2の開示すべき部分は、通常、警察職員の的確な職務遂行に資するために記載した部分であると言える。当審査会において記載内容を確認したところ、単に職務遂行に必要な事項が記載されていると解釈でき、当該部分を開示することにより、今後同種の相談業務において警察の対応方針等が推察されるとの主張は、法的保護に値する程度の蓋然性があるとは認められない。また、本件実施機関は、当該部分を開示することにより、率直な意見並びに評価及び判断した情報の記載を躊躇し、正確な事実の把握、適正な事案判断が困難となるとも主張するが、審査請求人についての評価や判断が含まれない記載を開示することにより生ずる警察業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれは、法的保護に値する程度の蓋然性があるとは認められず、本号に該当するとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

(4) (1)のウについて

(1)のウのうち、別表1の番号198の不開示部分中の別表2の開示すべき部分は、通常、警察職員の的確な職務遂行に資するために記載した部分であると言える。当審査会において記載内容を確認したところ、単に職務遂行に必要な事項が記載されていると解釈でき、当該部分を開示することにより、今後同種の相談業務において警察の対応方針等が推察されるとの主張は、法的保護に値する程度の蓋然性があるとは認められない。また、本件実施機関は、当該部分を開示することにより、率直な意見並びに評価及び判断した情報の記載を躊躇し、正確な事実の把握、適正な事案判断が困難となるとも主張するが、審査請求人についての評価や判断が含まれない記載を開示することにより生じる警察業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれは、法的保護に値する程度の蓋然性があるとは認められず、本号に該当するとは認められない。

一方で、別表1の番号198の「メモ」欄（受理記録（受理日時2023年9月11日22時04分～22時11分））の不開示部分は、本件実施機関が主張するように、記載者の意見や評価が記載されており、開示することで、結果として今後の同種の事務において警察職員が率直な評価の記載を躊躇するおそれが生じることは、否定し難いため、本号に該当すると認められる。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に、(1)のウのうち、「メモ」欄（受理記録（受理日時2023年9月11日22時04分～22時11分））の不開示部分以外の部分を不開示とした判断は、妥当でない。

6 刑事訴訟法第53条の2第2項該当性について

- (1) 本件決定において、本件実施機関が刑事訴訟法第53条の2第2項に該当するとして不開示とした本件公文書は、別表1の番号199から番号208までの保有個人情報の全てである。
- (2) 刑事訴訟法第53条の2第2項では、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、法第5章第4節の規定は、適用しない」と規定している。すなわち、「訴訟に関する書類及び押収物に記載されている個人情報」は、法第5章第4節に規定する保有個人情報の開示請求権が及ばない。
また、「訴訟に関する書類及び押収物」には、捜査報告書等の証拠書類等も含まれると考えられる。
- (3) 当審査会が別表1の番号199から番号208までの本件公文書を確認したところ、いずれも「訴訟に関する書類」に記録された個人情報であると認められるため、法第5章第4節の規定は適用されない。
よって、本件実施機関が刑事訴訟法第53条の2第2項に該当することを理由に、当該保有個人情報の全てを不開示とした判断は、妥当である。

7 該当文書が本件公文書以外にあるかについて

- (1) 審査請求人は、該当文書が本当にこれだけかを調査することを求める主張している。
一方、本件実施機関は、開示請求を受けた際に全所属を対象として審査請求に係る公文書の有無を照会したが、結果として本件公文書以外に本件請求に合致する文書はなく、また審査請求人は本件公文書以外の文書が存在する理由や存在していると主張する公文書を明確にしていないため、他に該当文書は存在しないと主張している。
- (2) この点について、内部での照会手続を実施したものの結果として他に本件請求内容に合致する公文書が確認されなかったという本件実施機関の説明を不合理とする根拠はない。
よって、本件公文書以外に該当文書がないとする本件決定は妥当である。

8 審査請求人及び本件諮問機関等のその余の主張について

審査請求人及び本件諮問機関等のその余の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

9 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和6年（2024年） 6月6日 諮問
 令和7年（2025年） 9月11日 本件諮問機関等からの意見聴取及び審議
 11月18日 審議終結

(別表1)

開示請求の内容	番号	公文書の名称	不開示部分	不開示理由
R5年6月28日から現在まで 1. 松本署刑事1課、2課に自首調書取られた記録もふくむ 生活安全1課 2課 けいび課、交通1. 2課 総務課 地いき課、および 松本駅前交番、庄内交番、大手交番 東部交番および 松本署かんかつ の全ての交番、塩尻署 刑事課、生活安全課 警察本部 かんさつ課 生活環境課 生活企画課・広報相談課、 そうさ1課、2課、 公安委員会補さ室 110番した記録 あすみの署 生活安全課 ①松本署 塩尻署 あすみの署 松本署 かんかつ②塩尻署③ あすみの署④長野県警察本部⑤松本かんかつ交番 の交番全てに残る私	1	警察に対する相談記録票（受理番号：202304102021）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	法第78条第1項第2号該当開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。 法第78条第1項第5号該当その職務の特殊性から、開示することにより、当該職員又はその家族等が不法行為の対象となり、その生命、身体等が脅かされるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	2	警察に対する相談処理票（受理番号：202304102021）	同上	同上
	3	警察に対する相談記録票（受理番号：202309901269）	同上	同上
	4	警察に対する相談処理票（受理番号：202309901269）	同上	同上
	5	警察に対する相談記録票（受理番号：202310107468）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上

<p>に関する相談記録を主体とした全記録メモ、電磁記録もふくむ さらに それぞれの課をこえて相談やかくにんした 物や 県警察本部にかくにん 相談 違う署 例 松本署からあすみの署などや 他の地方公共団体や検察など 他の団体 そしき といあわせ 相談 しょうかい したもののがくむ この期間にそれそれ署、本部 交番 に残る 私に関するあらゆる記録を開示請求します。 自首調書 とられた物 告訴状受け取らない郵便で返書物 それらどこ かくにん したかもふくみます。</p>		労働局職員の氏名（慣行として公にされている者を除く。）	同上
		「関係者」欄（労働局職員の氏名を除く。）	法第78条第1項第2号該当開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
	6	警察に対する相談処理票（受理番号：202310107468）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。） 同番号1
	7	関係者票（受理番号：202310107468）	労働局職員の氏名（慣行として公にされている者を除く。） 同上
		「住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号」欄及び「参考事項」欄（労働局職員の氏名を除く。）	法第78条第1項第2号該当開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
	8	警察に対する相談記録票（受理番号：202313101890）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。） 同番号1
	9	警察に対する相談処理票（受理番号：202313101890）	警察職員の氏名 同上
	10	警察に対する相談記録票（受理番号：202313102370）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。） 同上
	11	警察に対する相談処理票（受理番号：202313102370）	同上 同上
	12	警察に対する相談記録票（受理番号：202313102379）	同上 「関係者」欄 法第78条第1項第2号該当開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。 同上
	13	警察に対する相談処理票（受理番号：202313102379）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。） 同番号1

		者を除く。)	
14	関係者票（受理番号：202313102379）	「住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号」欄及び「参考事項」欄	法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
15	警察に対する相談記録票（受理番号：202313102520）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号1
16	警察に対する相談処理票（受理番号：202313102520）	同上	同上
17	警察に対する相談記録票（受理番号：202313102523）	同上	同上
18	警察に対する相談処理票（受理番号：202313102523）	同上	同上
19	継続相談記録票（受理番号：202313102523-1）	同上	同上
20	警察に対する相談処理票（受理番号：202313102523-1）	同上	同上
21	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207211）	同上	同上
		「関係者」欄（警察職員の氏名等を除く。）	法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207211）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号1
		「処理内容」欄（警察職員の氏名等を除く。）	法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			法第78条第1項第7号該当 取扱者が事案に対する率直な意見や評価・判断した情報の記載を躊躇し、正確

			な事実の把握、適正な事案判断が困難となるほか、警察の対応方針等が推察されるなど、今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
23	関係者票(受理番号：202313207211)	「住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号」欄及び「参考事項」欄	法第78条第1項第2号該当開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
24	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207216）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号1
25	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207216）	同上	同上
26	関係者票（受理番号：202313207216）	なし	—
27	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207270）	警察職員の氏名	同番号1
28	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207270）	同上	同上
29	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207502）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
30	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207502）	同上	同上
31	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207728）	同上	同上
32	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207728）	同上	同上
33	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207772）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上

	34	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207772）	同上	同上
	35	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207781）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
	36	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207781）	同上	同上
	37	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207793）	同上	同上
	38	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207793）	同上	同上
	39	画像資料（受理番号：202313207793）	なし	—
	40	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207813）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号1
	41	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207813）	同上	同上
	42	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207899）	同上	同上
	43	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207899）	同上	同上
	44	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207994）	警察職員の氏名	同上
	45	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207994）	同上 「処理内容」欄（警察職員の氏名を除く。）	法第78条第1項第7号該当取扱者が事案に対する率直な意見や評価・判断した情報の記載を躊躇し、正確な事実の把握、適正な事案判断が困難となるほか、警察の対応方針等が推察されるなど、今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
	46	警察に対する相談記録	警察職員の氏名及	同番号1

	票（受理番号：202313207996）	び印影（慣行として公にされている者を除く。）	
47	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207996）	同上	同上
48	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207997）	同上	同上
49	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207997）	同上	同上
50	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208003）	警察職員の氏名	同上
51	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208003）	警察職員の氏名	同上
		「処理内容」欄	<p>法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に 関する情報であり、同号た だし書のいずれにも該当し ないため。</p> <p>法第78条第1項第7号該当 取扱者が事案に対する率 直な意見や評価・判断した 情報の記載を躊躇し、正確 な事実の把握、適正な事案 判断が困難となるほか、警 察の対応方針等が推察され るなど、今後の警察業務の 適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあると認められ る。</p>
52	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208025）	警察職員の氏名	同番号1
53	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208025）	同上	同上
54	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208026）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
55	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208026）	同上	同上

	56	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208041）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
	57	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208041）	同上	同上
	58	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208042）	なし	—
	59	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208042）	同上	同上
	60	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208051）	警察職員の氏名（慣行として公にされている者を除く。）	同番号1
	61	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208051）	同上	同上
	62	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208119）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
	63	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208119）	同上	同上
	64	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208398）	同上	同上
	65	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208398）	同上 「処理内容」欄	法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。 法第78条第1項第7号該当 取扱者が事案に対する率直な意見や評価・判断した情報の記載を躊躇し、正確な事実の把握、適正な事案判断が困難となるほか、警察の対応方針等が推察されるなど、今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ

			る。
66	関係者票（受理番号：202313208398）	「住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号」欄及び「参考事項」欄	法第78条第1項第2号該当開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
67	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208402）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号1
68	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208402）	同上	同上
69	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208459）	同上	同上
70	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208459）	同上	同上
71	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208466）	同上	同上
72	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208466）	同上	同上
73	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208519）	同上	同上
74	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208519）	同上	同上
75	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208644）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
76	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208644）	同上	同上
77	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208778）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上

		者を除く。)	
78	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208778）	同上	同上
79	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208873）	同上	同上
80	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208873）	同上 「処理方針」欄	法第78条第1項第5号該当 警察の着眼点等が推測され、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 法第78条第1項第7号該当 取扱者が事案に対する率直な意見や評価・判断した情報の記載を躊躇し、正確な事実の把握、適正な事案判断が困難となるなど、今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
81	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208874）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号1
82	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208874）	同上	同上
83	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208877）	同上	同上
84	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208877）	同上	同上
85	警察に対する相談記録票（受理番号：202313208987）	なし	—
86	警察に対する相談処理票（受理番号：202313208987）	同上	同上

	87	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209073）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号1
	88	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209073）	同上	同上
	89	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209074）	同上	同上
	90	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209074）	同上	同上
	91	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209093）	警察職員の氏名	同上
	92	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209093）	同上	同上
			検察官の氏名（慣行として公にされている者を除く。）	同上
	93	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209140）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
	94	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209140）	同上	同上
	95	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209151）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
			「関係者」欄	法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に 関する情報であり、同号た だし書のいずれにも該当し ないため。
			「対応」欄（警察職員の氏名等を除く。）	法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に 関する情報であり、同号た だし書のいずれにも該当し ないため。
				法第78条第1項第7号該当 取扱者が事案に対する率 直な意見や評価・判断した 情報の記載を躊躇し、正確

			な事実の把握、適正な事案判断が困難となるほか、警察の対応方針等が推察されるなど、今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
96	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209151）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。） 「処理内容」欄（警察職員の氏名等を除く。）	同番号1 法第78条第1項第2号該当開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
97	関係者票（受理番号：202313209151）	「住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号」欄及び「参考事項」欄	法第78条第1項第7号該当取扱者が事案に対する率直な意見や評価・判断した情報の記載を躊躇し、正確な事実の把握、適正な事案判断が困難となるほか、警察の対応方針等が推察されるなど、今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
98	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209152）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号1
99	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209152）	同上	同上
100	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209159）	同上	同上
101	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209159）	同上	同上

	102	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209177）	なし	一
	103	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209177）	同上	同上
	104	相談者が持参した資料の写し（「告訴状（告発状）」と記載されたもの）	同上	同上
	105	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209206）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号1
	106	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209206）	同上	同上
	107	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209384）	同上	同上
	108	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209384）	同上	同上
	109	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209416）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
	110	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209416）	同上	同上
	111	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209418）	同上	同上
	112	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209418）	同上	同上
	113	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209420）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
	114	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209420）	同上	同上
	115	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209497）	同上	同上

	116	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209497）	同上	同上
	117	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209502）	同上	同上
	118	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209502）	同上	同上
	119	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209513）	同上	同上
	120	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209513）	同上	同上
	121	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209515）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
	122	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209515）	同上	同上
	123	相談者から送付された資料（「告訴状（告発状）」と記載されたもの）（受理番号：202313209515）	なし	—
	124	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209516）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号1
	125	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209516）	同上	同上
	126	相談者から送付された資料（「告訴状（告発状）」と記載されたもの）（受理番号：202313209516）	なし	—
	127	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209517）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号1
	128	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209517）	同上	同上
	129	相談者から送付された	なし	—

	資料（「告訴状（告発状）」と記載されたもの）（受理番号：202313209517）		
130	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209525）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号1
131	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209525）	同上	同上
132	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209709）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
133	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209709）	同上	同上
134	相談者から送付された資料（「告訴状（告発状）」と記載されたもの）（受理番号：202313209709）	なし	—
135	送付状（令和5年9月1日付け）（受理番号：202313209709）	警察職員の氏名	同番号1
136	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209766）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
137	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209766）	同上	同上
138	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209767）	警察職員の氏名	同上
139	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209767）	同上	同上
140	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209768）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
141	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209768）	同上	同上

	142	警察に対する相談記録票（受理番号：202313209807）	同上	同上
	143	警察に対する相談処理票（受理番号：202313209807）	同上	同上
	144	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210010）	同上	同上
	145	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210010）	同上	同上
	146	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210013）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
	147	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210013）	同上	同上
	148	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210014）	警察職員の氏名	同上
	149	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210014）	同上	同上
	150	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210130）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
	151	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210130）	同上	同上
	152	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210268）	同上	同上
	153	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210268）	同上	同上
	154	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210281）	同上	同上
	155	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210281）	同上	同上
	156	相談者が持参した資料（「告訴状」と記載されたもの）	なし	—

	157	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210294）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号1
	158	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210294）	同上	同上
	159	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210322）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
	160	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210322）	同上	同上
	161	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210324）	同上	同上
	162	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210324）	同上	同上
	163	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210484）	同上	同上
	164	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210484）	同上	同上
	165	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210635）	同上	同上
	166	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210635）	同上	同上
	167	関係者票（受理番号：202313210635）	「住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号」欄及び「参考事項」欄	法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
	168	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210671）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
	169	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210671）	同上	同上

	170	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210683）	同上	同上
	171	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210683）	同上	同上
	172	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210702）	同上	同上
	173	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210702）	同上	同上
	174	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210717）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
	175	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210717）	同上	同上
	176	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210760）	同上	同上
	177	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210760）	同上	同上
	178	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210944）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
	179	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210944）	同上	同上
	180	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210963）	同上	同上
	181	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210963）	同上	同上
	182	警察に対する相談記録票（受理番号：202313210969）	同上	同上
	183	警察に対する相談処理票（受理番号：202313210969）	同上	同上

	184	警察に対する相談記録票（受理番号：202313211067）	同上	同上
	185	警察に対する相談処理票（受理番号：202313211067）	同上	同上
	186	警察に対する相談記録票（受理番号：202313211146）	警察職員の氏名	同上
	187	警察に対する相談処理票（受理番号：202313211146）	同上	同上
	188	警察に対する相談記録票（受理番号：202313303296）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
	189	警察に対する相談処理票（受理番号：202313303296）	同上	同上
	190	警察に対する相談記録票（受理番号：202304102453）	同上	同上
	191	警察に対する相談処理票（受理番号：202304102453）	同上	同上
	192	警察に対する相談記録票（受理番号：202304102536）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
	193	警察に対する相談処理票（受理番号：202304102536）	同上	同上
	194	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207758）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
	195	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207758）	同上	同上
	196	広聴事案調査結果報告書	警察職員の氏名及び年齢	同上
	197	回答結果報告書	警察職員の氏名（慣行として公にされている者を除く。）及び職員番号	同上

	198	110番受理記録	警察職員の氏名 (慣行として公にされている者を除く。) 及び職員番号	同上
			「結果」欄及び 「メモ」欄	法第78条第1項第7号該当 取扱者が事案に対する率 直な意見や評価・判断した 情報の記載を躊躇し、正確 な事実の把握、適正な事案 判断が困難となるほか、警 察の対応方針等が推察され るなど、今後の警察業務の 適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあると認められ る。
	199	告発調書（令和5年9 月21日付けのもの）	全部	刑事訴訟法（昭和23年法 律第131号）第53条の2に 規定する訴訟に関する書類 に該当し、法第5章第4節 の規定は、適用されないた め。
	200	告発調書（令和5年9 月11日付けのもの）	同上	同上
	201	告発調書（令和5年9 月7日付けのもの）	同上	同上
	202	告発調書（令和5年7 月26日付けのもの）	同上	同上
	203	告訴調書（令和5年7 月27日付けのもの）	同上	同上
	204	自首調書（令和5年8 月16日付けのもの）	同上	同上
	205	供述調書（甲）（令和 5年8月16日付けのも の）	同上	同上
	206	取調べ状況報告書（令 和5年8月16日付けの もの）	同上	同上
	207	取調べ状況報告書（令 和5年8月16日付けの もの）	同上	同上
	208	電話（口頭）記録用紙 (捜査用)（令和5年 8月31日付けのもの）	同上	同上

(別表2)

※この別表2の番号は、別表1の番号に対応している。また、本答申により開示すべきとする部分のみ記載している。

番号	公文書の名称	開示すべき部分
5	警察に対する相談記録票 (受理番号: 202310107468)	労働局職員の氏名
7	関係者票 (受理番号 : 202310107468)	労働局職員の氏名
12	警察に対する相談記録票 (受理番号 : 202313102379)	「関係者」欄の1行目の4文字目から10文字目まで
14	関係者票 (受理番号 : 202313102379)	「参考事項」欄
21	警察に対する相談記録票 (受理番号 : 202313207211)	「関係者」欄の2行目の4文字目から13文字目まで
22	警察に対する相談処理票 (受理番号 : 202313207211)	「処理内容」欄の項目「3」及び「4」
23	関係者票(受理番号 : 202313207211)	「参考事項」欄
45	警察に対する相談処理票 (受理番号 : 202313207994)	「処理内容」欄の3行目及び4行目の不開示部分
51	警察に対する相談処理票 (受理番号 : 202313208003)	「処理内容」欄の2行目及び3行目の不開示部分
65	警察に対する相談処理票 (受理番号 : 202313208398)	「処理内容」欄の3行目の1文字目から30文字目まで及び5行目の4文字から9文字目まで
66	関係者票 (受理番号 : 202313208398)	「参考事項」欄
71	警察に対する相談記録票 (受理番号 : 202313208466)	「対応」欄の警察職員の氏名
72	警察に対する相談処理票 (受理番号 : 202313208466)	「処理内容」欄の警察職員の氏名
87	警察に対する相談記録票 (受理番号 : 202313209073)	「相談の要旨」欄の警察職員の氏名
95	警察に対する相談記録票 (受理番号 : 202313209151)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「関係者」欄の2行目の4文字目から10文字目まで ・ 「対応」欄の2行目の40文字目から4行目の5文

		字目まで及び4行目の10文字目から29文字目まで
96	警察に対する相談処理票 (受理番号： 202313209151)	「処理内容」欄の3行目の3文字目から4行目の11 文字目まで及び4行目の16文字目から35文字目まで
97	関係者票 (受理番号： 202313209151)	「参考事項」欄
100	警察に対する相談記録票 (受理番号： 202313209159)	「対応」欄の警察職員の氏名
101	警察に対する相談処理票 (受理番号： 202313209159)	「処理内容」欄の警察職員の氏名
113	警察に対する相談記録票 (受理番号： 202313209420)	「対応」欄の警察職員の氏名
114	警察に対する相談処理票 (受理番号： 202313209420)	「処理内容」欄の警察職員の氏名
135	送付状 (令和5年9月1 日付け) (受理番号： 202313209709)	「担当」欄の警察職員の氏名
144	警察に対する相談記録票 (受理番号： 202313210010)	「対応」欄の警察職員の氏名
145	警察に対する相談処理票 (受理番号： 202313210010)	「処理内容」欄の警察職員の氏名
161	警察に対する相談記録票 (受理番号： 202313210324)	「相談の要旨」欄の警察職員の氏名
167	関係者票 (受理番号： 202313210635)	「参考事項」欄
168	警察に対する相談記録票 (受理番号： 202313210671)	「対応」欄の警察職員の氏名
169	警察に対する相談処理票 (受理番号： 202313210671)	「処理内容」欄の警察職員の氏名
170	警察に対する相談記録票 (受理番号： 202313210683)	「対応」欄の警察職員の氏名
171	警察に対する相談処理票 (受理番号： 202313210683)	「処理内容」欄の警察職員の氏名

172	警察に対する相談記録票 (受理番号： 202313210702)	「相談の要旨」欄の警察職員の氏名
178	警察に対する相談記録票 (受理番号： 202313210944)	「対応」欄の警察職員の氏名
179	警察に対する相談処理票 (受理番号： 202313210944)	「処理内容」欄の警察職員の氏名
198	110番受理記録	<ul style="list-style-type: none"> ・「結果」欄 ・受理記録（受理日時2023年8月10日01時12分～01時17分）の「メモ」欄